

平成23年9月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第3642号, 平成23年(ネ)第453号 損害賠償請求控訴, 同
附帯控訴事件

(原審・神戸地方裁判所尼崎支部平成20年(ワ)第1092号)

口頭弁論終結日 平成23年7月5日

判 決

大阪府中央区南船場4丁目6番15号(東和ビル)

控訴人・附帯被控訴人(1審被告)

ピアノ卸売センター・サンビ
ューロー株式会社

(以下「控訴人」という。)

同代表者代表取締役

刀 禰 拡 一 朗

同訴訟代理人弁護士

巽 昌 章

兵庫県西宮市越水町3番25号

被控訴人・附帯控訴人(1審原告)

有限会社ピアノワールド プロ

(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役

松 本 茂 彦

同訴訟代理人弁護士

坂 本 優

同訴訟復代理人弁護士

永 田 貴 久

主 文

1 本件控訴について

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

2 本件附帯控訴について

- (1) 控訴人は、控訴人が開設するウェブサイト(トップページのURL: <http://www.piano-sunbureau.co.jp/>) 内において、別紙1目録の各記載をしてはならない。



- (2) 本件附帯控訴に基いて交換的に変更されたその余の差止請求を棄却する。
 - (3) その余の本件附帯控訴を棄却する。
 - (4) 附帯控訴費用はこれを5分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。
- 3 なお、原判決主文第1項は、被控訴人の訴えの交換的変更により、失効している。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分に係る被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 控訴人は、控訴人が開設するウェブサイト（トップページのURL：<http://www.piano-sunbureau.co.jp/>）内において、別紙2目録の記載をしてはならない。

（被控訴人は、当審において、第1審で求めていた差止請求を、附帯控訴によって交換的に変更した。）
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、1520万円及びこれに対する平成20年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 控訴人は、控訴人が開設するウェブサイト（トップページのURL：<http://www.piano-sunbureau.co.jp/>）のトップページに、原判決別紙3謝罪広告目録記載のとおりを記載して、これを3か月間掲載せよ。
- (5) 仮執行宣言

第2 事案の概要